

若越郷土研究

42の4

是時名と散田(二)

〔西福寺文書 年末詳二月二八日付
是時名・久延名作職重書をめぐって〕

寺下 一 義

四 一円不輸

阿部・松浦両氏とも、是時名には公事が賦課されていたとの前提で立論されているが、証明はされていない。そこで、注目したいのは、是時名が「一円不輸」に寄進されていることである。では、「一円不輸」とはどういうことなのか。たとえば、応安二年(一三六九)十一月五日、地頭山内重経(将経の祖父)は原敷地を「一円不輸」に西福寺へ寄進しているが、半世紀以上も経った永享四年

寺下 是時名と散田

(一四三三) 九月八日、地頭代小河浄円は次のような免許状を出している。

〔越前国野坂〕庄・榦川・西福寺・新開・四至・傍至内、一円不輸重経御寄進上ハ、臨時天役・保役、雖如何様子細候、懸申事あるましく候、仍為向後証文状如件、
永享二九月八日 地頭代 小河弾正浄

「一円不輸」とは、地頭(代)の立場から言えば、臨時の天役・課役に至るまで一切賦課徴収しないということであった。また応永二年(一四一五)一〇月一日、姫松女は窪田二反を「一円不輸」に西福寺へ売却しているが、この土地は前年の応永二十一年(一四一四)二月二日付山内将経安堵状によれば、かつて重経が高原庵に売却した地頭給の一部であった。関係文書を年代順に示そう。

(イ) 〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

合式段者 在坪クホ田

右件田者、重代相伝之地頭給たりといへ

とも、直依有要用、代銭拾貳貫文仁永代

をかきりてうりわたす所実なり、若天下

御とくせいありといふとも、これをとり

かへすへからず、もしこれをそむかハ罪科に申をこなわるへく候、而仁此田ハ地頭給たる間、まんぎう公事無之、并公方の御公事以下更仁かけ申ましく候、仍為後日売券之状如件、
観応元年八月十九日 藤原重経

〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

(ロ) 〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

くほたの下地事

先祖のゆつり、同性知庵主のゆつりにま

かせて、ちきや〔さ〕さういあるへからず、

よて状如件、

〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

(ハ) 〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

売渡 永田地事

〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

右件田者、自榦川高原庵所讓得地也、而

依有要用、代銭拾貳貫文二限永代、一円

不輸西福寺所令沽却也、然者後々末代於

子孫不可致違乱者也、仍為後日売券之状

如件、

〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

〔編纂書〕(善) 文書 〔く〕しかわのくほ田のもんてなり、

(γ)・(ト)は、(分)に記された「本文書六通」の一部と見られる。将経が祖父重経と性知庵主の譲渡を踏まえて安堵したことは、当該地に「まんさう公事」・「公方の御公事以下」が全くかからないことを了承していると言える。姫松女は、そのことを売券で「限永代、一円不輸西福寺所令沽却也」と表現したのである。

ところで、公事と言えば、一般的に「於名田御年貢公事等者」あるいは「限ある御年貢御公事等」と記されるごとく、本役のひとつ万雑公事・夫役などを指すことが多い。しかし、(ε)のように同一文書で「公方の御公事以下」と「まんさう公事」とが併記されていることは、公方公事が単に万雑公事・夫役のみを意味するのではなく、本役全般を指していたのではないかと推測させる。たとえば、敦賀郡では氣比社の社司遣田免田が所々に散在しており、本役として杜司米・免田銭などが賦課されていたが、かかる本役米銭を「公事」と認識していたのではないかとかがわせる史料がある。また、常宮社では反別三斗の「八講米」を徴収したが、それを「公事」・「本年貢」・「本役」と称している。

さらに、善妙寺では「公事銭」と「本役銭」とを同義に使用している事例も確認される。このように、公事には広義と狭義、ふた通りの使い方があったと考えられるが、いずれにしても、「一円不輸」とは上級領主への貢租負担義務がともなわないことであつた。

「一円不輸」か否かということは、買主・被寄進者の利害関係と直接結び付く。この言葉が売券や寄進状などで使用された慣用的な表現ではなく、実質的な意味を持っていたことを示しているのが、道円による助近名とそれにかかわる散田の寄進である。

(1)「助近名寄進状」

奉寄進 西福寺

越前国野坂庄木崎郷内助近名之事

合名名者

右件名ハ、道円入道さうそく知行の地なり、而を僧祥満房に永代ゆつりあたうといふとも、死去の間、彼僧并二道円入道内尼公円妙為後生善処、限永代、一円不輸二当寺に寄附申ところなり、ねんころに御とふらいにあつかり候へく候、若子々孫々違乱煩を申候ハ、不孝者たる

へく候、後之状如件、

道円(花押)

(x)「助近名散田寄進状」

奉寄進 西福寺

越前国木崎郷道円持分散田事

合 大まん かねとよ 者

右件田地ハ、道円入道さうそく知行の地なり、而を助近名を寄進申候間、彼名の公事のたよりのために寄進申候、おなしく祥満僧并二道円尼公円妙の菩提を御とふらい候て給へく候、若子々孫々違乱煩を申候ハ、不孝たるへく候、仍為後証之状如件、

応永廿五年十月十一日 道円(花押)

道円は、祥満房と円妙尼の菩提のために助近名を「一円不輸」に寄進した。しかし、助近名には、本来、公事が賦課されていた。そのため、道円は自らが知行していた散田の得分をもって、西福寺に公事を果たさせるべく手配したのである。道円は、応永二四年(一四一七)、木崎郷の百姓逃散に關して、科代二〇貫文を請人のひとり西方院に納めていることから、同郷で指導的地位にあつた農民と

考えられる。これまで散田と言え、庄園領主直屬地と理解されてきた。しかし、当時の敦賀郡には、在地の有力農民が相続知行する散田が存在していたのである。ともあれ、助近名の「公事のたより」のために散田が寄進されていることは、(9)の「限永代、一円不輸二当寺に寄附申ところなり」という文言が単なる飾り文句ではなかったことを裏付けている。

公事が本役全般を指しているのか、本年貢と対置される万雑公事・夫役のみを意味しているのか、ただちに判断できないにしても、また窪田のようにも、公事の負担義務がない土地であったのか、あるいは助近名のように人為的に公事が省かれたのか、相違はあったにしても、「一円不輸」とは公事を負担する必要が全くないことを意味したのである。したがって、是時名が「一円不輸」に寄進されている以上、西福寺は公事とりわけ夫役を果たすために作職を預けなければならなかったというような見解は、なんら根拠のないものと言えよう。また、名主の没落などによる散田名化のために公事・夫役が免除され、一

色田になったという説明も受け入れがたい。重書(9) (a)は公事取職機能の一時的停止でも作人に対する支配方式の転換を伝えるものでもないのである。私には、是時名を構成している名耕地は、元来、散田であり、それ故に複数の百姓に土地を割り付けて保有させ、作職を預けて耕作させていたと解釈される。

五 内徳分と除地分

是時名の名耕地が散田であり、公事の負担義務がなかったという仮説をより確固たるものにするため、是時名を形成する土地がどこにあり、いかなる性質を持っていたのか解明する必要がある。しかし、是時・久延兩名が重書で「原名」と呼ばれ、是時名には「石町」、久延名には「池田」・「湯屋之(の)前」と称される土地があったことは知られるが、⁽⁷⁹⁾現在地を特定できない。ただ天正八年(一五八〇)七月晦日付野村秀政書状が、名耕地の位置について手掛かりを与えてくれる。⁽⁸⁰⁾而、奉行衆へ被相尋候処、宗右衛門尉之別帳之分者、道を限而、辻堂ヨリ上參拾

余石分、但志町式段ハ中田、其余者下之
分由申越候、此帳面ハ以後とても紛有間
敷候間、以御分別、重而可被仰越候、委
細御使僧申渡候、恐惶謹言、

天正八

七月晦日

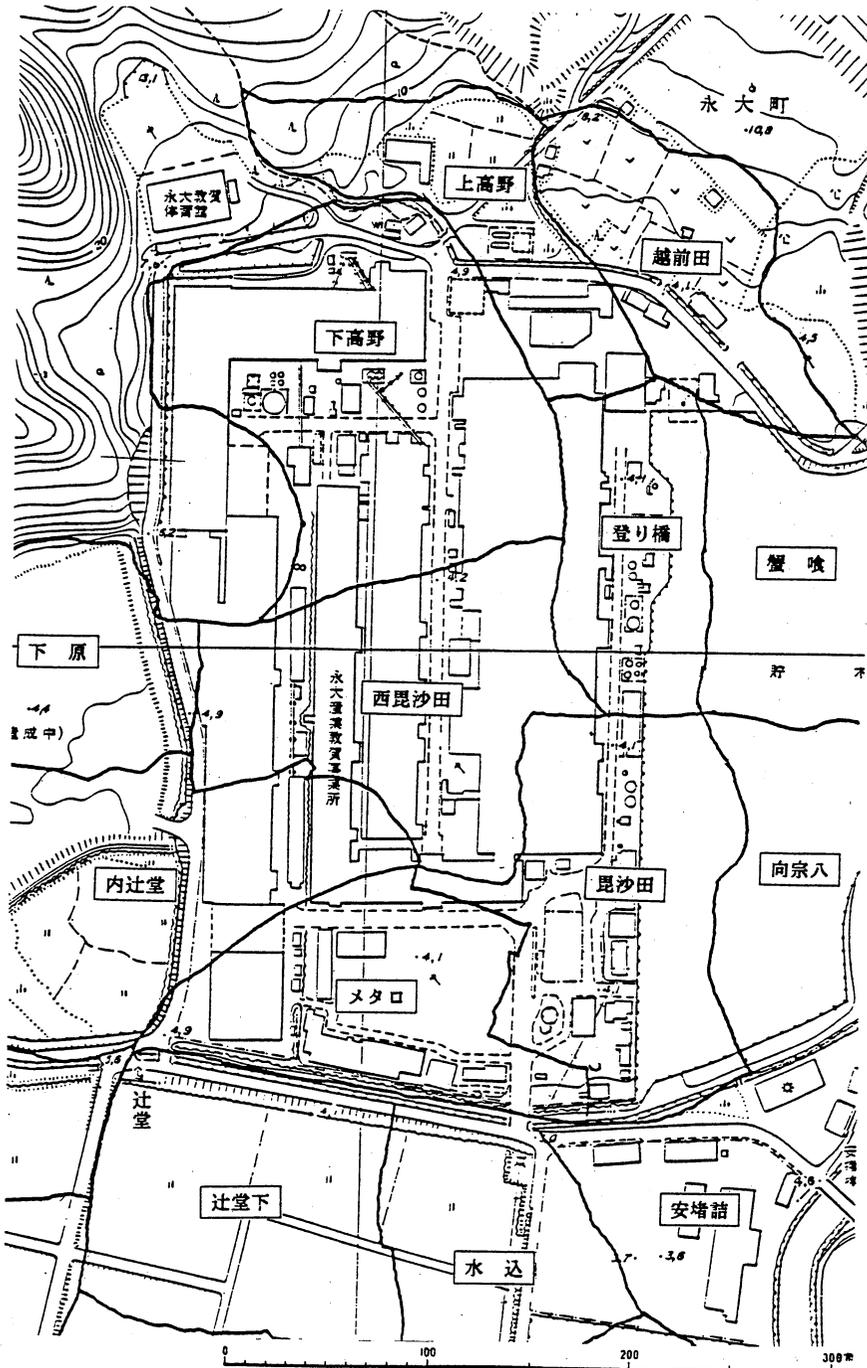
野村甚十郎

秀政(花押)

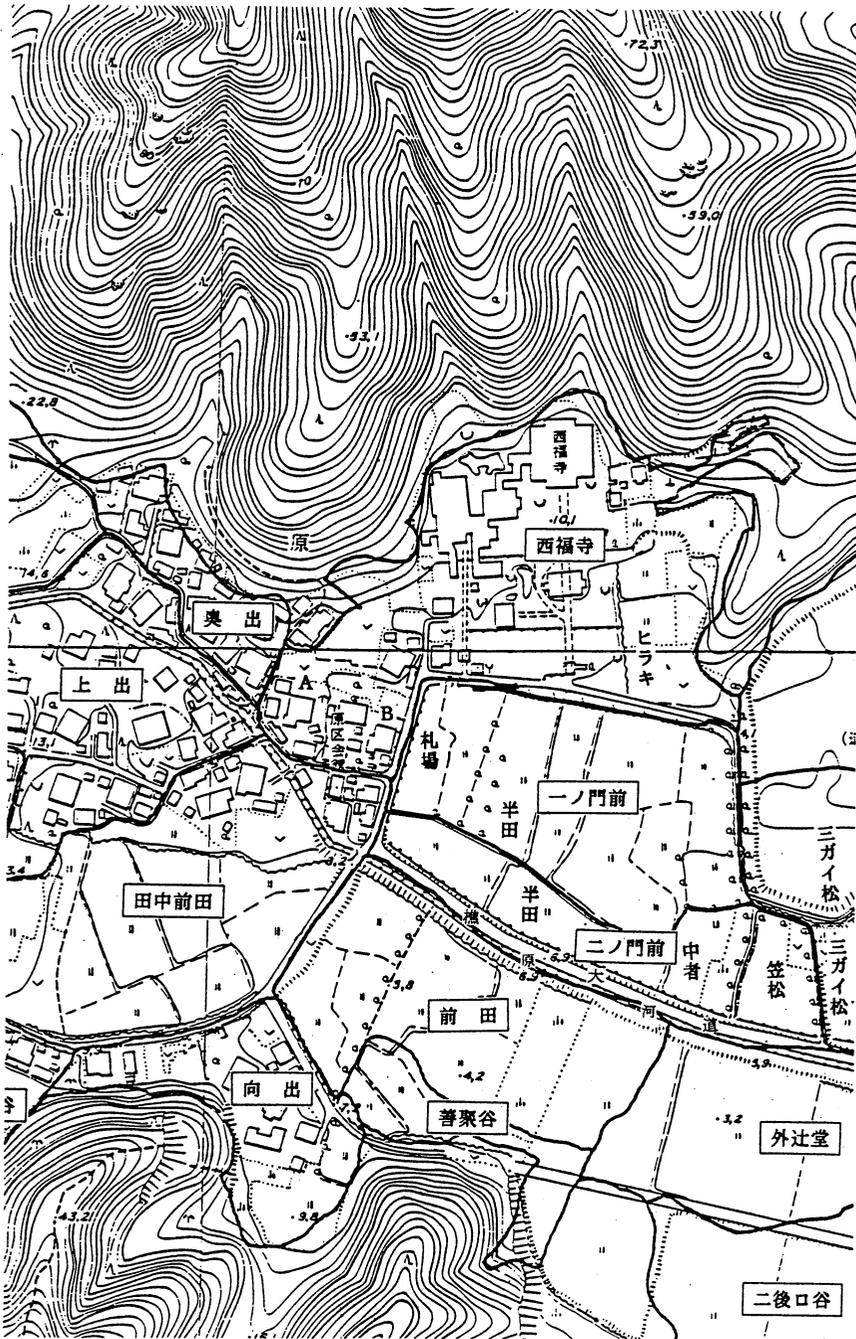
西福寺

御役者

天正元年(一五七三)八月、朝倉氏を滅ぼした織田信長は、同三年(一五七五)にかけて木下祐久⁽⁸¹⁾羽柴秀吉⁽⁸²⁾さらに武藤舜秀・不破光治らを敦賀郡に配し、戦後処理や一向一揆に対する攻撃・防備に当たさせた。この間、天正二年(一五七四)九月一六日、武藤・不破両氏は西福寺に是時・久延兩名の内徳分を「安堵」⁽⁸³⁾、それ以外の寺領を關所処分とした。⁽⁸⁴⁾その際、「郡帳」と呼ばれる課税対象地の台帳を作成したが、同時に作られた免税地の台帳が「宗右衛門尉之別帳」であったと考えられる。この別帳によれば、兩名は「道」を境として「辻堂」より上手にあったという。原で「道」と言えは、原河(川)沿いの「樵大道」⁽⁸⁵⁾が想起されるし、「辻堂」は現在も石造



寺下
是時名と散田



図II 西福寺周辺図

$\frac{1}{2500}$ 敦賀市基本図其4 (昭和47年測量・平成元年修正)に地籍図を書き加え、縮小複写。

地藏菩薩立像を安置する辻堂⁸⁷に他ならない。これから推測するに、原名の名耕地は現在の地籍で言えば、「一ノ門前」・「一ノ門前」・「内辻堂」・「下原」を中心とする地域に散在していたことになる(図II)。

また別帳によれば、原名の内徳分は三〇余石であったという。室町時代の兩名の内徳分について明示する史料はない。しかし、享徳四年(一四五五)前後に作成されたと推定される西福寺々領分配目録の「造堂」の項には、次のような記載がある。

是時名 分米廿一石 大途 名代未定
久延名 分米六石 斗定

この目録では、本役などの負担があれば、その旨の記載があることから、兩名の分米二七石は西福寺の取取分、すなわち内徳分に相当するものと考えて差し支えないであろう。享徳四年(一四五五)前後から天正二年(一五七四)までの時間的隔たり、「大途」・「斗」など枡の容積差⁹¹、さらに農業生産力の向上など、さまざまの要因があつて数値に差異はあるものの、織田政権が安堵した三〇余石は、まぎれもなく分米二七石と直結するも

のであつたと考える。

さてその後、天正三年(一五七五)九月、不破光治は前田利家・佐々成政らとともに府中三人衆となる。一方、この時、武藤舜秀は敦賀郡を宛行われたが、同七年(一五七九)七月三日、摂津国伊丹の陣中で病死する。父舜秀の跡を継いだ康秀は、早くも同月二三日、原名の内徳分を西福寺に安堵している。そして、野村秀政が「此帳面ハ以後とても紛有間敷候」と述べているように、兩名の内徳分は、慶長三年(一五九八)六月の検地の際にも「従前々郡帳に被相除御取納候筋目」によつて安堵された。ついで元和六年(一六二〇)

八月八日、松平忠直は三三石八斗四升七合を「寄進」し、近世以降、西福寺々領として継承されていったのである。しかし、周知のようにならぬ(一八七二)一月、時の政府は社寺領を没収した。西福寺は、この上知令施行に際し、除地高や除地分耕地の面積・耕作者名、境内地・柴山・荒畑の面積、「行者」と呼ばれた譜代家来の略歴、さらに新納税額などを記した「上知一件」と題する書類を作成した。ここで注目すべきは、除地高や除

地分耕地に関する記載である。除地高は、表高と内高とが記されている。表高は、

庄屋ヨリ役所江書上本田有所并二下作連名

覚

字辻子堂	一上五畝廿六分	九斗三升九合	清治郎
門ノ前	一中六畝八分	九斗四升	同 人
越前田	一下六畝廿一分	九斗三升八合	同 人
此田ノ壹反八畝廿五分			
此米ノ式石八斗壹升七合			
半田	一中六畝拾分	九斗五升	丹右エ門
門ノ前	一下五畝拾分	七斗四升七合	同 人
札場下	一上四畝拾六分	七斗二升五合	同 人
此田ノ壹反六畝六分			
分米ノ式石四斗二升一合			
半田治島五分共
一下七畝拾二分	壹石三斗六合	六	助
右田総ノ式町式反式畝拾九分
右之分米ノ三拾三石壹斗三升			
右之通相違無御座候、			
未二月			
庄屋			
多右エ門			

のように耕作者別に耕地字名・田品・田積・

表II 除地分耕地の面積と分米高

(A)表高						(B)内高		
耕地名	上 ^a 田	中 ^b 田	下 ^c 田	耕地面積(筆数) ^a + ^b + ^c	分米高	耕地名	耕地面積(筆数)	分米高
① 門ノ前	9畝28歩	6畝8歩	1反7畝7歩 2畝17歩	3反3畝13歩(7筆) 2畝17歩(1筆)	4石9斗4升2合 3斗5升9合	門ノ前	2反4畝27歩(9筆)	
② 下門前						笠松	4反9畝19歩(6筆)	
③ 笠松	5畝26歩	8畝27歩	1反8畝21歩	3反3畝14歩(6筆)	4石8斗9升2合	半田	6反4畝6歩(23筆)	
④ 半田	5畝19歩	9畝27歩	2反2畝7歩	3反7畝23歩(7筆)	5石7斗6升8合 (5石4斗9升8合)	丸場下	1反3畝5歩(6筆)	
⑤ 半田・笠松		7畝29歩		7畝29歩(1筆)	1石1斗9升5合	中者	7畝22歩(5筆)	
⑥ 丸場下	4畝16歩			4畝16歩(1筆)	7斗2升5合			
⑦ 下原	5畝16歩	4畝20歩		1反 6歩(2筆)	1石5斗8升5合	下原	2反7畝13歩(14筆)	
⑧ 内下原		1反		1反 (1筆)	1石5斗			
⑨ 外下原	1反5畝			1反5畝 (1筆)	2石4斗			
⑩ 下原内外			1反	1反 (1筆)	1石4斗			
⑪ 辻子堂	5畝26歩			5畝26歩(1筆)	9斗3升9合	辻子堂	3反1畝17歩(8筆)	
⑫ 堂ノ下	5畝11歩	1反2畝16歩	6畝21歩	1反9畝7歩(3筆)	2石8斗1升8合	堂ノ下	3反2畝4歩(6筆)	
⑬ 中小分(文)		5畝16歩		1反 27歩(2筆)	1石6斗8升9合	中小分	2反4畝 (4筆)	
⑭ 越前田		1反5畝	6畝21歩	2反1畝21歩(2筆)	3石1斗8升8合	三ノ松	8畝28歩(6筆)	
						不明	2畝5歩(1筆)	
	5反7畝22歩	8反0畝23歩	8反4畝4歩	2町2反2畝19歩(36筆)	33石1斗3升0合		2町8反4畝15歩(88筆) (2町8反5畝26歩)	45石5斗2升0合

破線より上は、「一ノ門前」(原地籍12)・「二ノ門前」(同11)内の耕地。なお上田・中田・下田の斗代は、(A)の⑨・⑩・⑪より、1石6斗・1石5斗・1石4斗となる。

寺ノ是時名と畝田

表III 除地分耕地の耕作者と保有面積・分米高

(A)表 高

耕作者名	上 ^a 田	中 ^b 田	下 ^c 田	保有面積(筆数) ^a + ^b + ^c	分米高
① ○耕左エ門(中助)	1反5畝	2反5畝	9畝8歩	4反9畝8歩(4筆)	7石4斗4升7合
② 清治郎	5畝26歩	6畝8歩	6畝21歩	1反8畝25歩(3筆)	2石8斗1升7合
③ ○耕左エ門(膳)	5畝19歩	2畝19歩	1反	1反8畝8歩(3筆)	2石6斗9升6合
④ 治兵衛	5畝11歩	5畝22歩	6畝4歩	1反7畝7歩(3筆)	2石5斗7升8合
⑤ ○耕左エ門(次)	5畝26歩	5畝16歩	5畝6歩	1反6畝18歩(3筆)	2石4斗9升7合
⑥ ○耕左エ門(膳)	4畝16歩	6畝10歩	5畝10歩	1反6畝6歩(3筆)	2石4斗2升2合
⑦ 孫三郎	4畝11歩	3畝17歩	6畝13歩	1反4畝11歩(3筆)	2石1斗3升4合
⑧ 長三郎	3畝2歩	7畝29歩	7畝12歩	7畝29歩(1筆)	1石1斗9升5合
⑨ 甚左エ門		4畝20歩	7畝12歩	7畝22歩(2筆)	1石1斗9升0合
⑩ 六助(長助)		6畝24歩	7畝12歩	7畝12歩(1筆)	1石3斗0升6合
⑪ 多良治郎			6畝24歩	6畝24歩(1筆)	1石0斗2升0合
⑫ 莊三郎			6畝21歩	6畝21歩(1筆)	9斗3升8合
⑬ 儀右エ門			6畝21歩	6畝21歩(1筆)	9斗3升8合
⑭ 彦兵衛	5畝16歩	6畝8歩	1畝	6畝16歩(2筆)	1石0斗2升5合
⑮ 又四郎			6畝4歩	6畝8歩(1筆)	9斗4升0合
⑯ 孫太郎			2畝17歩	6畝4歩(1筆)	8斗5升9合
⑰ 治左エ門	2畝15歩		4畝17歩	5畝2歩(2筆)	7斗5升9合
⑱ 彌五郎				4畝17歩(1筆)	6斗3升9合
	5反7畝22歩	8反0畝23歩	8反4畝4歩	2町2反2畝19歩(38筆)	33石1斗3升0合

○印を付した耕作者は行者。4名の行者だけで保有面積・分米高は、(A)・(B)とも全体の45パーセントを占める。

(B)内 高

耕作者名	保有面積(筆数)	分米高
① ○中 村	5反8畝10歩(14筆)	
② ○松 永	2反7畝9歩(5筆)	
③ ○浅 井	2反3畝4歩(11筆)	
④ 清治郎	2反2畝27歩(8筆)	
⑤ 山口	2反1畝27歩(8筆)	
⑥ ○熊 谷	2反0畝23歩(10筆)	
⑦ 治兵衛	1反9畝19歩(4筆)	
⑧ 彦兵衛	1反1畝23歩(4筆)	
⑨ 儀右エ門	1反1畝22歩(2筆)	
⑩ 又四郎	8畝7歩(1筆)	
⑪ 甚左エ門	7畝29歩(4筆)	
⑫ 多良治郎	7畝14歩(2筆)	
⑬ 山 田	7畝13歩(4筆)	
⑭ 長三郎	6畝20歩(1筆)	
⑮ 六助(山助)	6畝12歩(1筆)	
⑯ 田 中	5畝28歩(2筆)	
⑰ 孫治良	5畝10歩(1筆)	
⑱ 弥五郎(山助)	4畝24歩(1筆)	
⑲ 治左エ門	4畝20歩(3筆)	
⑳ 治三郎	3畝15歩(2筆)	
	2町8反4畝15歩(88筆)	45石5斗2升0合

分米高を記し、全体で三六筆、二町二反二畝一九歩、三三石一斗三升、耕作者一九名を数える(表II・IIIの(A))。これに対し、内高は、

庄屋と当山江正明書上之写左之通、

覚

半田 一立九間 彦兵エ

六間 五十四坪

同所 一立拾一間 中村

四間 四拾四坪

同所 一立拾一間 熊谷

四間 四拾四坪

半田 一立拾六間 山口

拾二間 六助作

百九十二坪

六助作

……

右坪数 八千五百三拾五坪

此田数 式町八反四畝拾五分

此分米 四拾五石五斗式升

此 儀 百三俵壹斗二升 下作ヨリ納

右之通相違無御座候、以上

辛未二月

庄屋

多右エ門

のようにほぼ耕地別に縦・横の間数と坪数、耕作者名を記しているが、表高のように一筆

毎の分米高は示されていない。全体で八八筆、二町八反四畝一五歩、四五石五斗二升、二〇名の耕作者をあげている(表II・IIIの(B))。

除地高の違いについては、土地の広狭に起因することは勿論であるが、内高に関する記載の末尾から、役所への申告に際して操作がなされていたことを知る。一方、除地分耕地

に關しては、表高の越前田、内高のち者・三松が一致せず、下作地の一部移動が認められる。しかし、両者に共通する門(ノ)前

(下門前を含む)・笠松・半田・札場下は「一ノ門前」・「二ノ門前」内の耕地であり、辻

子堂・下原の耕地が「内辻堂」・「下原」の地籍内に存在したことは確実である。すなわち、除地分耕地の七ノ八割が「宗右衛門尉之別帳」に記された「道を限而、辻堂ヨリ上」

に散在していたのである。これは、別帳が郡帳より「被相除」た分、つまり除地分を記した基本的台帳であったことを示している。

以上から、除地高の三三石一斗三升(実質的には四五石五斗二升)こそ、織豊政権以来、西福寺々領として安堵されてきた是時・久延

両名の内徳分に系譜をひくものであり、下作

されていた除地分耕地こそ、原名の名耕地の名残をとどめるものであったと判断される。上知一件には、もはや「是時名」や「久延名」という呼称は見出せない。しかし、二〇人前後の村民に請作させている経営形態は、まさに重書(ア)の「康暦元年二八十三人し

てもち候、応永卅二八人してもち候」という状況を彷彿させるものであり、本質的な差異は認められない。

(てらした かずよし)

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)